

災害対策事業見舞金支給要領

この要領は、災害救助法が発動された災害により被災した組合員に対し、災害対策事業見舞金を支給するための具体的な手続きを定める。

1 対象者

- (1) 災害救助法が発動された地域内で被害を受け、短期給付の災害見舞金（附加金を含む）の支給を受ける者
- (2) 災害救助法が発動された地域外で、災害救助法が発動された事由と同一の事由で被害を受け、かつ、短期給付の災害見舞金（附加金を含む）の支給を受ける者

2 支給内容

見舞金として対象者1人につき3万円を支給する。

3 支給の手続

災害見舞金の支給決定により、健康管理担当が支給の手続を行う。

4 支給方法

対象者の業務用口座への振込みによる。

5 財源

上記1の対象者数に3万円を乗じて得た額で、本部から送金された災害対策事業に要する資金を充当するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成23年4月15日から施行する。
- 2 この要領施行の際、既に見舞金の請求がされたものの取扱いについては、なお、従前の例による。